

岩手県監査委員告示第18号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和3年岩手県監査委員告示第7号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県医療局長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年4月6日

岩手県監査委員 軽 石 義 則  
岩手県監査委員 神 崎 浩 之  
岩手県監査委員 寺 沢 剛  
岩手県監査委員 沼 田 由 子

- 1 監査対象機関名 岩手県立江刺病院
- 2 監査実施日
  - (1) 予備監査実施日 令和2年10月20日
  - (2) 本監査実施日 令和2年12月18日
- 3 監査結果の公表の日 令和3年2月9日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
財産の管理に当たり、財産管理簿を整理していないものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	令和2年10月20日に固定資産台帳の（抹消）登録を実施。 今後、借受資産の解約・返却が生じた場合には、固定資産の除却・処分と同様に文書により基幹病院あて依頼することとした。 また、毎月の固定資産増減一覧表の決裁に借受資産台帳を添付することにより台帳の登録漏れをチェックし再発防止に努めることとした。